令和2年9月18日 光 が 丘 図 書 館

練馬区立図書館長 様

区立図書館における施設利用制限の緩和拡大について

国は、新型コロナウィルス感染症にかかるイベント等の開催制限等について、9月 19 日から更に緩和することとしました。

これに伴い、練馬区立施設の運用等につきましても同日から 11 月末までの間、利用制限の緩和を行うことが決定されました。

つきましては、区立図書館の施設利用(会議室等および図書館主催事業)につきましても、以下のとおりの運用といたしますので、ご案内いたします。

記

1 利用制限緩和の実施期間

令和2年9月19日(土)から11月30日(月)

- 2 利用制限緩和後の施設の使用方法(会議室等利用および図書館主催事業)
 - (1) 現在 ⇒利用人数:定員の50%程度、使用料:半額
 - (2) 緩和後⇒利用人数:定員の100%を上限、使用料:全額 ただし、大声での歓声・声援等が想定されるものは、これまでどおり定員の50%を上限と しますが、図書館では該当するものはないと想定しています。判断不明な場合には光が丘 図書館管理係までご連絡ください。
 - ※合唱、吹奏楽、演劇、ダンス、バレエ、演芸は、これに該当しません。
- 3 会議室等利用申込の対応
 - (1) 令和2年9月18日までに利用申込のあったもの
 - ⇒定員の50%程度で利用する場合、使用料は半額のままとなります。
 - ※利用申込書右上の申込日は電話等で予約を受けた日付としてください。
 - ⇒定員の 100%を上限に利用することも可能です。ただし、この場合には使用料は全額となります。
 - ※事前に使用料を受理している場合には、記入済の申請書に追加料金を受領する旨を記載し、追加料金を受領してください。
 - (2) 令和2年9月19日以降に利用申込のあったもの⇒定員の100%を上限に利用が可能で、使用料は全額となります。
 - (3) 利用者への事前連絡

このたびの利用制限緩和に伴い、有料・無料を問わず、「本当は定員の 100%で使用したかった」など影響が生じると思われる団体につきましては、各図書館の判断により事前の連絡をお願いいたします。特に、この4連体に予定されている団体等にはご注意くださるようお願いいたします。

(4) 新型コロナウィルス感染症を理由とする施設利用キャンセルについて ⇒引き続き当面の間、使用料を全額還付する。

3 利用制限緩和後の図書館主催事業

現在、募集中の事業についてはそのままとします。9月 19 日以降に募集を開始する事業については、定員の 100%を上限として実施してください。事業参加定員については、各図書館の判断のもと決定してください。(ソーシャルディスタンスにはご留意願います。)

9月19日以降に募集を開始する事業で、既に光が丘図書館長の決裁が終了しているもののうち定員を変更する事業については、お手数ですが再度決裁をお回しください。

なお、定員を変更しない事業についてはそのまま募集を開始してください。

秋の読書週間に伴う区報掲載予定の事業について定員を変更する場合には、9月24日(木) に各図書館あて原稿校正依頼を予定しておりますので、原稿の修正をお願いいたします。

以上、お忙しい中、お手数をおかけいたしますが、よろしくお願いいたします。

光が丘図書館 管理係

佐藤

Tel: 5383-6500